

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年7月10日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	松木茂盛
同	高野正晴

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>Ⅱ 市民税の非課税・免税・減税・軽減等に関する事務の執行について</p> <p>2. 法人市民税 （監査の結果等）</p> <p>イ 【意見】 （報告書19ページ） 不申告法人については、法人の代表者又は関係者と連絡が取れた場合、聞き取りと現地へ赴いて調査を行うことによって、事務所等と言い得るための三要件を備えているか確認を行っている。事務所等がなく、清算人がいない等、三要件を備えていないと判断したときは「法人活動休止報告書」を提出させている。今回確認をした10件の「法人活動休止報告書」に記載されている活動休止年月日は、申告書の提出のなかった事業年度の開始の日とされている。したがって、申告書未提出事業年度を含めてそれ以後も均等割が課税されないことになる。</p> <p>法定の手続きに則って清算終了する法人の場合は清算期間中も均等割を納付する。それに照らせば、法定の手続きに則らない休業法人の場合でも清算期間に相当する期間はあるはずである。申告書未提出事業年度であっても、事業年度開始当初は事業を行っていた可能性はある。また、途中で事業そのものを終了したとしてもその後清算活動を行っていることも考えられる。</p> <p>したがって、一律に活動休止年月日を申告書未提出事業年度の開始日とせず、個々の事情を勘案して決めるべきである。</p> <p>ウ 【意見】 （報告書19ページ） 電子申告を行う法人への申告用紙の送付は必要ないので、節約のため、送付方法を検討されたい。</p> <p>eLTAX の利用状況については、平成23年度は法人市民税申告件数14,591 件のうち6,491 件であり、利用率は44.5%であったが、まだ普及率が高いとはいえないため、eLTAX の普及をさらに進めるべきである。</p>	<p>休業法人の活動休止年月日の判断については、法人から提出された「法人活動休止報告書」の活動休止年月日により現在も個々に判断している。しかし、休業している法人の多くが、報告書を出さず数年間不申告となっており、調査の結果休業していたことが判明することが多い。実際にいつ休業したのか、清算期間に相当する期間があったのか、判断がつかない場合がある。</p> <p>引き続き、不申告法人に対する調査をするなかで、休業している法人を早期に発見し、個々の法人ごとに事情を勘案し、活動休止年月日の判断を行う。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p> <p>現行のシステムでは、市から法人への電子申告用データの送信はできない状況である。現在、「基幹系システム検討専門部会」で、平成 29 年度運用開始を目指し、新たな基幹系システムを検討中である。その中で、電子申告に係るシステムについても、申告用紙送付から、データでの送信ができるよう検討していく。</p> <p>eLTAX の普及については、申告書を送付する際の通知に eLTAX の利用案内を掲載しており、市のホームページでも周知している。</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>4. 入湯税 （監査の結果等）</p> <p>ア 【指摘】 （報告書 28 ページ） 鉱泉浴場経営開始（変更）申告書について提出が未提出な案件が 3 件あるが、長野市市税条例により提出義務を課していることから未提出の状態が継続しているので改善されたい。（平成 21 年度の増加 2 施設、平成 23 年度の減少 1 施設。）</p> <p>イ 【指摘】 （報告書 28 ページ） 鉱泉浴場経営開始（変更）申告書についてファイル基準表に明示されておらず保存年数等が明瞭になっていない。鉱泉浴場経営開始（変更）申告書の保存年限は、口頭で 7 年保存であると説明を受けたが、経営実態が変更になり、鉱泉浴場経営変更申告があった場合に、変更前後での突合を行うためには、7 年を超える保存年限が妥当であると考え。</p> <p>ウ 【意見】 （報告書 29 ページ） 定期的・計画的調査の実施をされたい。 平成 19 年度に全箇所調査を実施し、内 7 カ所の事業所については申告書と帳簿の突合が行われ差異はみられなかった。1 箇所については申告書と突合されていない。また平成 21 年度の新規の事業所についても調査されていないので調査されたい。 更に日帰り施設について条例で課税免除の規定を設けているが、その課税免除規定の妥当性を確認していないので実態調査を含め質問検査権を行使されたい。</p>	<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>また、関東信越税理士会長野支部へ電子申告の活用を依頼している。今後も継続し周知と普及促進に努める。 （市民税課）</p> <p>平成 25 年度に入湯施設の現地調査を実施する中で、未提出の施設について提出を指導する。 （市民税課）</p> <p>鉱泉浴場経営開始（変更）申告書の保存年限を「継続保管」とし、平成 25 年度のファイル基準表に明示することで改善を図った。 （市民税課）</p> <p>平成 24 年度に入湯施設の現地調査を実施した。今後も課税すべき特別徴収義務者を把握し申告指導を行うとともに、特別徴収義務者の現地調査を計画的に実施する。 課税免除規定の妥当性については、現地調査を実施する中で検査し、適正に運用されるよう指導していく。 （市民税課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>エ 【意見】 (報告書29ページ) ホームページの記載について、事業者への課税免除制度の説明や申告書をダウンロードできるなど工夫されたい。 また入湯税対象施設について長野市では現在非公開であるが、公開されている事例もあり、情報公開の視点との均衡を考慮し課税対象施設のホームページでの公開を検討されたい。</p> <p>5. 事業所税 (監査の結果等)</p> <p>ア 【意見】 (報告書36ページ) 確認した申告書のうち1件について、課税標準の特例における条文の記載誤りに関する見落としがあった。 条文を正しく理解すると共に、誤りやすい事例については事例集を作成するなどして、組織の中のノウハウとして蓄積することを検討されたい。</p> <p>イ 【意見】 (報告書36ページ) 免税点を超える者は申告義務と納税義務がある。免税点以下であっても一定の条件を満たせば申告義務はある。資産割については、固定資産税の課税資料等から申告漏れがないか調査している。しかし、従業者割については、従業者数の情報である法人市民税申告書の従業者数及び給与支払報告書の記載人数を利用して、申告漏れがないか調査することはしていない。 法人市民税の申告書に記載されている従業者数が200人以上いる法人のうち、申告納付及び申告がない法人数は17法人であった。事業所税と法人市民税とでは人数の把握方法が違っても、事業所税の申告納税義務のある者は100人超、申告義務のみある者は80人超であるから、従業者が200人以上いるにもかかわらず申告書の提出がない法人は、パート数が多いなど何らかの理由がある法人であろうと思われるが、未申告法人の可能性もある。</p>	<p>課税免除制度の説明や申告書のホームページへの掲載は、事業者にとっても有益であると考えられるので、平成 25 年度において検討する。 また、入湯税課税対象施設は、当市においては税情報の一部であると判断しており、地方税法第 22 条に抵触するおそれがあるため非公開としている。 (市民税課)</p> <p>法令の遵守及び理解度を高めるため、日頃から知識の習得に向けての学習、担当職員間で十分な意見交換、知識の共有化を図る。 また、適正な課税事務のため、事業所税都市連絡協議会、事業所税研究会などに引き続き参加する。 (市民税課)</p> <p>法人市民税申告書の記載人数 80 人以上の法人について、事業所税の申告義務があるか否か調査を実施する。 なお、給与支払報告書の記載人数については、事業所税と給与支払報告書の人数の把握方法に違いがあるので、上記調査を実施するにあたり参考とする。 (市民税課)</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>したがって、申告の網羅性を高めるために、法人市民税申告書と給与支払報告書の記載人数を参考にして事業所税の申告義務があるか否かを調査すべきである。 （市民税課）</p> <p>ウ 【意見】 （報告書36ページ） 事業所税では、現地へ赴いての調査を行っていないとのことである。申告書の記載内容の検証をするために、許容範囲内で年間の件数を決めて現地調査を行うべきである。</p> <p>エ 【意見】 （報告書36ページ） 電子申告を行う法人への申告用紙の送付は必要ないので、節約のため、送付方法を検討されたい。 eLTAX の利用状況については、平成21年度0.75%、22年度2.52%、23年度3.68%であり、毎年利用率は上がっているが、まだ低い状況にあるため、eLTAX の普及をさらに進めるべきである。</p>	<p>毎月の調定業務で、異動申告のあった法人や固定資産税の課税資料に異動のあった法人について、電話などによる聞き取り調査を中心に実施している。これらの調査に合わせ、免税点以下、床面積の増減が大きい法人について、できる限り現地調査を実施する。 （市民税課）</p> <p>現行のシステムでは、市から法人への電子申告用データの送信はできない状況である。現在、「基幹系システム検討専門部会」で、平成 29 年度運用開始を目指し、新たな基幹系システムを検討中である。その中で、電子申告に係るシステムについても、申告用紙送付から、データでの送信ができるよう検討していく。 eLTAX の普及については、申告書を送付する際の通知に、eLTAX の利用案内を掲載しており、市のホームページでも周知している。また、関東信越税理士会長野支部へ電子申告の活用を依頼している。今後も継続し周知と普及促進に努める。 なお、eLTAX の利用が低い理由のひとつとしては、事業所税の対象法人が少ないため、事業所税専用のソフトを購入してまで eLTAX を利用する税理士等は少ないことが考えられる。 （市民税課）</p>
<p>6. 国民健康保険料 （監査の結果等）</p> <p>ア 【意見】 （報告書 45 ページ） 「非自発的失業者に係る所得軽減申請書」の版が新旧混在して使用されているので統一されたい。</p>	<p>新旧申請書の混在は、様式の切り替え時に発生してしまったものであり、現在は新様式で対応するよう徹底した。 （国民健康保険課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 【意見】 （報告書 45 ページ） 旧被扶養者の「国民健康保険減免申請書」として提出された平成 23 年 9 月分 85 件のうち 5 件について日付の記載がない。4 件について申請者の印がないものがあったので手順に沿った申請書を受理すべきである。</p> <p>ウ 【意見】 （報告書 45 ページ） 保険料に関する申告書の提出期限が遵守されていない。条例第 29 条によれば、保険料の納付義務者及びその世帯に属する被保険者について、市民税申告書を提出している者、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出されている者以外の者がいる場合、保険料の納付義務者は、4 月 15 日までに保険料に関する申告書を提出しなければならない。この条例の趣旨は、被保険者の所得を正確に把握して迅速に保険料の賦課額を算定することである。 実際にこの申告書の提出が求められる者は、前々年に所得がなく、かつ前年の市民税申告書等が申告期日までに提出されていない者であり、多くは保険料の軽減世帯である。これらの者については前年の所得を把握することができず、暫定の賦課額で一旦通知せざるを得ない。その後、保険料に関する申告書を提出させて、正確な所得が把握できたところで更正をして納付書を再送付している。 おそらく、4 月 15 日までに保険料に関する申告書が提出されていれば一度の計算と納付書の送付で済むはずであるので、事務手続きが重複することがない。期日までに保険料に関する申告書を提出させるよう広報の強化、申告書の事前送付を行うなど、何らかの方策を取り、申告期限の遵守を図るべきである。</p>	<p>日付の記載については徹底していく。 また、申請書に印がなかったものは、申請の際に印鑑を所持していなかったために身分証明書により本人確認を行ったものであり、今後は確認した旨を申請書に記載するよう徹底した。 (国民健康保険課)</p> <p>保険料算定に必要な申告書の徴取については、個人市民税や後期高齢者医療の申告書送付と重複しないよう、国保加入者の「前年課税資料なし」データから申告書の送付ができないか検討する。 また、国保加入者全体へ周知していく。 (国民健康保険課)</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>エ 【意見】 （報告書 45～46 ページ）</p> <p>長野市国民健康保険条例第 28 条 1 項 1 号に規定する減免基準を「国民健康保険料の減免取扱基準」（別表第 1 - ①）に定めている。このうち減免原因が「災害等により生活が著しくとなった者、またはこれに準ずると認められる者」について「減免の適用条件」が示されているが、その内 (3) の中で、「災害により、納税義務者等の所有に係る住宅又は家財につき、損害を受けた金額がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である場合」と規定されている。その住宅又は家財の価格は、具体的に価格の考え方が示されていない。</p> <p>また「保険料の納付が著しく困難と認められるとき。」とあるが実務での扱いにおいて具体的な事例を運営要領等に明示すべきである。</p> <p>7. 保育料 （監査の結果等）</p> <p>ア 【指摘】 （報告書 57～58 ページ）</p> <p>長野市保育所保育料等減免内規の記載内容が不明瞭である。</p> <p>長野市保育所保育料減免基準額表の減免額欄に全部又は一部とあるが、一部がどの程度なのか不明である。</p> <p>同基準額表の 1（生活保護法の適用を受けた場合）の平成 21 年度から平成 23 年度での適用件数 142 件については職権で減免している。同基準額表の 4（伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合）の平成 20 年度での適用件数 1 件は減免申請書の提出を受け決定されている。</p> <p>また、世帯構成の変更に伴い収入が著しく減少した場合の平成 21 年度から平成 23 年度での適用件数 49 件については、保育料を算定する保護者を判定員から外し再算定していることから、実際には減免ではなく保育料の再更正をしている。</p> <p>長野市保育所保育料等減免内規第 3 に</p>	<p>国民健康保険料の減免基準について、厚生労働省では東日本大震災等の状況を含めた見直しを行っていることから、国の動向をみながら減免基準の見直しを行うこととする。</p> <p>また、家財の損害程度等は、市で同様の運用を行っている部門があることから、関係課と協議しながら検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（国民健康保険課）</p> <p>長野市保育所保育料等減免内規については、指摘のあった内容について検討・見直しを行い、要綱等で減免についての取り扱いを定める予定である。</p> <p>減免申請については、手続きの透明性を高めるため、減免事由に関係なく申請書の提出、決定、通知の手続きを取るよう改める。</p> <p style="text-align: right;">（保育家庭支援課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>において、「申請書を市長に提出しなければならない」とし、同但し書きで「別表1の項及び3から5の項に該当するときは、この限りではない」となっているが、手続きの透明性を高めるため、申請書の提出を求めるべきである。また、7の項（世帯構成の変更に伴う収入が著しく減少した場合）は減免ではなく再更正の手続きによって処理されているため実際の運用に即して見直すべきである。</p> <p>平成21年度から平成23年度における災害等の減免7件については同内規で定められた減免保育所保育料減免申請書の市長への提出、決定、通知の手続きが取られていないため、申請書の受理、決定、通知を行うべきである。</p> <p>以上のことから、長野市保育所保育料等減免内規を見直し、要綱等で減免についての取り扱いを定めるべきである。</p> <p>イ 【指摘】（報告書58ページ）</p> <p>感染性胃腸炎に伴う減免の決定額は長野市保育所保育料等減免内規の基準に従っておらず不適正な決定であるので適正に処理されたい。</p> <p>内容は平成21年1月24日感染性胃腸炎に伴い平成21年1月24日出席停止し1月24日から3月29日（内3月2日から5日は出席のため除く）の1月分7日、2月分23日、3月分19日の欠席に対し111,180円の減免をしている。内規によれば「伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合」「休園初日の属する月又は翌月から、登園の属する日の属する月又は前月まで」とされており、1月分については月の半分以上の休園とならないため減免の対象とならず、15,260円過大な減免となっている。</p>	<p>今回指摘のあった感染性胃腸炎に伴う減免については、1月の休園日数は減免基準表4の区分に規定する「月の半分以上休園した場合」を満たさないが、引き続き長期にわたり休園したため、継続性を考慮し減免対象とした。</p> <p>今後、減免基準を明確にするよう「長野市保育所保育料等減免内規」の検討・見直しを行う。 （保育家庭支援課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ウ 【意見】 （報告書58～59ページ） 保育料の滞納者への納付手続きに際し保育料分納誓約書の提出を求めている。保育料徴収マニュアルでは、在園児については催告書を送付、卒園、退園者を中心に、催告書を送り一括支払いができない場合、分納誓約を結ぶことになっている。</p> <p>保育料の収納事務について滞納者について分納誓約書を入手できない案件があった。卒園、退園者について転居や行方が不明なため誓約書の入手ができないということであるが、分納誓約書は時効の中断のための資料として重要であるため、滞納者から漏れなく入手することが必要である。</p> <p>8. 市営住宅使用料 （監査の結果等）</p> <p>ア 【意見】 （報告書71～72ページ） 敷金については市条例第18 条第2 項により、家賃と同じく市条例第16 条と同様の適用がなされると定められている。しかし、家賃を減免している者に対する敷金の減免は0 件となっている。敷金の減免についても家賃同様の適用基準を満たしていると考えられるので、家賃の減免を適用する者については、敷金の減免についても説明し、減免を受けられるよう対応すべきである。</p> <p>また、厚生住宅や若者向け住宅、特定公共賃貸住宅では減免の事例がないため、住宅使用料及び敷金の減免の内容についてホームページ等でわかりやすく周知することに改善の余地がある。</p> <p>イ 【意見】 （報告書 72 ページ） 市条例第 16 条の減免の適用を受ける対象者のうち 34 名は、平成 21 年度から平成 23 年度まで継続して同じ減免措置を受けている。「長野市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予に関する事務取扱基準」では、長期にわたって減免が必要と思われる場合は、必要に応じて低家賃住宅への住み替えを指導するとしている。また、</p>	<p>保育料滞納者からの分納誓約書の徴取については、窓口に来庁の際や訪問徴収、継続入園手続きの際などの機会を通じて児童が在園している間に分納誓約書を徴取するよう努めている。</p> <p>徴取できなかった事例は転居先が不明などにより滞納者と接触ができない場合のみであるため、今後も引き続き在園中に分納誓約書の徴取に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（保育家庭支援課）</p> <p>敷金の減免については、入居当初から住宅使用料の減免を適用する者に対し、敷金の減免及び徴収猶予についても説明し、要望があれば申請してもらう。</p> <p>また、厚生住宅、若者向け住宅及び特定公共賃貸住宅の使用料等の減免については、入居案内時に説明するとともに、ホームページを改善する。</p> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p> <p>減免該当者への生活保護費の受給の指導については、生活保護はあくまで本人の意思に基づくものであり、積極的な指導は難しい状況である。よって「長野市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収の猶予に関する事務取扱基準」の第5(2)「生活保護を受けていない場合は、生活保護受給について福祉事務所に相談するよう指導する。」を「生活保護を受ける必要があると思われる場合は、生活保護受給について案内をする。」に改正した。</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>生活保護を受けていない場合は、生活保護受給について福祉事務所に相談するように指導している。</p> <p>低家賃への指導は平成 22 年度で 2 件、平成 23 年度で 2 件の事例があった。家賃の未収が発生した場合に生活保護受給の申請を指導する対応事例があったが、申請者の家庭状況及び生活状況を調査の上、積極的に相談、指導することが望ましい。</p> <p>ウ 【意見】（報告書 72 ページ） 市条例 41 条適用によるグループホーム事業への目的外使用について平成 21 年度で 2 件、平成 22 年度で 2 件、平成 23 年度で 4 件であった。</p> <p>使用状況は増えてきたが空き家対策を含め長野市の持っている住宅ストックの利用について経済性、効率性、有効性の点から使用を更に促進すべきである。</p> <p>エ 【意見】（報告書 72 ページ） 長野県暴力団排除条例では契約を締結するにあたり、相手方に暴力団員ではない旨の事項を表明させ、「この表明に背いた場合は無催告の解除の異議を申し立てることなく応じる」、「解除に伴う損害は自ら負う」ことを確約するなど暴力団員との契約の禁止等の規定を定めている。暴力団等反社会的勢力の相手方の素性を見抜き関係を持たないようにする効果があると判断されるので入居者の誓約書に暴力団排除条項を追加することが好ましい。</p>	<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>今後、減免申請者から相談があった場合は、申請者の生活状況等を確認する中で、必要に応じて生活保護費の受給及び担当課窓口を案内する。 (住宅課)</p> <p>グループホーム事業への目的外使用の促進については、空き家状況を考慮しながら、福祉部局と連携する中で使用の促進を図る。 (住宅課)</p> <p>入居誓約書に暴力団排除条項を追加することについては、現在「入居申込書」において、申込者及びその同居者が暴力団員でないことを誓約させ、それが事実と相違する場合は、入居を取り消されても異議を申立てないこととしている。また、申込者のうち入居当選者については、入居前に暴力団員であるか否かを警察署に照会しており、その結果暴力団員と判明した場合は、当選を取消し、入居を認めないこととしている。なお、入居後に暴力団に加入したことが判明した場合は、警察との協定に基づき、警察の支援を得る中で退去させることとなっている。</p> <p>よって現状においても、入居申込書において誓約させること及び警察との協定により暴力団排除の効力が確保できていると考える。 (住宅課)</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>9. 下水道使用料 (監査の結果等)</p> <p>ア 【指摘】 (報告書 77 ページ) 使用料の減免については、長野市公共下水道条例第24 条の2 に規定する所である。運用については災害に関する減免については「災害に伴う避難者の水道料金等の免除に関する取扱要領」や「激甚災害等に伴う避難者の水道料金等免除に関する取扱要領」に定められた手順に従って実施されている。一方、生活保護世帯の下水道使用料の減免については、下水道使用料減免申請書と生活保護受給証明書の確認により実施されていた。</p> <p>他の減免の取り扱いと同様に取扱要綱等を定め目的、免除の対象者、免除額、免除申請、免除期間を明確にすべきである。</p> <p>イ 【意見】 (報告書77ページ) 生活保護世帯の水道料については減免の実施はされていない。生活保護世帯の減免については各市で取扱いは様々である。下水道使用料については、生活保護世帯の生活扶助、第 2 類費に含まれ支給される考え方もあり、下水道使用料の減免措置が講じられていない市町村も見受けられるため、公平性の観点から生活保護世帯の減免の運用について検討の余地がある。</p> <p>10. 下水道事業受益者負担金及び分担金 (監査の結果等)</p> <p>【意見】 (報告書 88 ページ) 受益者負担金について平成 15 年度、16 年度の不納欠損が 4 件あった。時効完成 (5 年) から速やかに不納欠損処理がなされなかった経緯を検証し、今後同様の事案が発生しないための参考とすべきである。</p>	<p>生活保護世帯に対する下水道使用料の減免については、昭和62年 4 月から福祉増進を目的として実施しており、減免に伴う使用料の減収分は、一般会計繰入金で措置されている。</p> <p>今後の減免の運用については、監査人の意見を踏まえ、関係部局と協議しながら検討する。</p> <p>その結果、制度を継続する場合は、取扱要綱等が未整備であることから、目的等を明確にするため要領を定める。</p> <p>(営業課)</p> <p>意見にある 4 件の受益者負担金は、旧戸隠村が賦課した下水道事業受益者負担金で、平成 21 年度に産業振興部及び環境部から旧戸隠村の下水道事業が上下水道局へ移管された際に引き受けた債権の一部である。</p> <p>時効完成時に不納欠損処理がなされなかったのは、賦課、徴収内容の精査に時間を要したためで、平成 24 年度決算における不納欠損処理については、適正かつ速やかな事務の執行に努め改善を図った。</p> <p>(営業課)</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>Ⅲ 固定資産税の非課税・免税等</p> <p>4 固定資産税に関する問題点 （非課税制度に関する監査の結果等）</p> <p>ア 地方税法第 348 条 2 項 2 号 土地開発公社が所有する土地のうち、非課税の取り扱いではなく課税が相当とされるもの【指摘】 （報告書 138 ページ）</p> <p>長野市土地開発公社は、地方税法施行令第 49 条の 2 の 2,3 項によって、土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、土地開発公社が設置する駐車施設（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものに限る。）の用に供する土地及び他の者に有償で貸し付けている土地以外のものとする定められている。</p> <p>従って、長野市土地開発公社が、賦課期日を含む賃貸借期間について、有償で貸し付けている土地については、原則固定資産税が課税されていなければならない。これについて確認をしたところ、課税漏れが 1 件発見された。資産税課では、長野市土地開発公社の非課税判定の確認作業として、非課税から課税に移行させるべき物件のリストの提出を毎年求め、又、非課税対象地であるか否か実態調査を実施しているとの事であったが、課税漏れが発見された以上、より正確性を期すためにリストの記載内容の検討を行うことが好ましいと考える。特に複数年度にまたがる契約については、賦課期日の実態が如何にあるのか明確になるよう配慮されたい。</p> <p>ウ 宗教法人が使用する駐車場についての非課税判定の可否について【意見】 （報告書 139～140 ページ）</p> <p>地方税法第348 条2 項3 号（固定資産税の非課税の範囲）により、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3 条に規定する境内建物及び境内地については非課税として定められている。しかし、本来の用に供する目的以外の利用については、適用範囲外となっており、特に有償による駐車場については対象外である。</p>	<p>長野市土地開発公社が有償で貸し付けている土地については、貸付の実態が把握できた平成 24 年度に遡って、貸付部分を課税とした。</p> <p>また、土地開発公社に提出を求めるリストは、年度内に有償貸付けした土地全てを確認できるよう内容を見直し、より正確に実態把握できるよう改善する。</p> <p>なお、リストの土地が非課税対象地であるか否かの実態調査も引き続き実施する。 （資産税課）</p> <p>宗教法人が使用する駐車場に係る非課税判定の可否については、所有者へ確認したところ一部参拝者等の駐車場としての利用も認められたが、あくまで参道の一部で、かつ、隣接する消防器具置場への車両進入路でもあり、通行を目的とした公衆用道路と判断し非課税とする。</p> <p>今後とも、使用状況の正確な把握に努める。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>長野市住宅地図により、宗教法人が所有すると思われる駐車場等についてランダムに25 件程度を抽出し、実際の用途と課税関係について調べるよう資産税課に依頼した。結果、非課税となっている1箇所についてはヒアリングにおいて、GIS（地理情報システム：コンピューター上に地図情報や様々な付加情報を持たせ、地理情報を参照できるシステム）で現況は駐車場と見受けられること、登記地目が公衆用道路であること等の報告を受けた。非課税か否かの判断は、参拝者用の駐車場の可能性もあるので、現地調査等の確認作業を経て、判断していく必要性を感じる。</p> <p>その原因であるが、土地の登記簿上、公衆用道路のままになっており、現況を反映していなかったことにより、資産税課も把握しきれなかったことであると判明した。</p> <p>なお、非課税となる固定資産については固定資産税を課することが出来ないと定められていることから、所有者より固定資産について、使用状況が変更になった場合にも申請がなされない限り正確な把握は出来ない。</p> <p>今後においては、所有者に対して非課税となる法的要件等の周知を図る一方、国税当局と連携を図る等して適正化に努められたい</p> <p>（免税制度に関する監査の結果等） ア 国際観光ホテルに対して20%の減免を行っている件【指摘】 （報告書143～144ページ） 現在長野市では国際観光ホテルに登録されたホテルについて、申請により5年間20%の減免を実施している。この法的根拠は、次のとおりである。 ※国際観光ホテル整備法第32条 登録ホテル業又は登録旅館業（以下「登録ホテル業等」という。）の用に供する建物については、地方税法（昭和25 年法律第226 号）第6 条2 項の規定の適用があるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>国際観光ホテルに対する減免適用については、指摘のとおりであり、現在適用されている者が、平成 26 年を持って減免期間が満了することから、その後の対応について検討していく。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>※地方税法第6 条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。</p> <p>上記の国際観光ホテル整備法により、地方税法の不均一の課税の適用を受けることが出来ることになっている。しかしながら、長野市市税条例で定めている不均一課税の条文中には国際観光ホテルの登録を受けたホテルの条文が無い。それ故、長野市市税条例第71 条1 項4 号の「その他特別な事情のあるもの」、として減免措置を講じている。</p> <p>本来減免は担税力の喪失を前提にするものと解されていることから、その他特別な事情のあるもの」とは第71 条1 項1 号から3 号に該当する事由以外の事由で、客観的に担税力を喪失した者をいうとするのが相当である。</p> <p>長野市市税条例でも不均一課税と減免を明確に区分けしており、国際観光ホテルへの不均一課税の適用を条例で定めていないことから、特別の措置として減免の適用をしたと思われ、この適用に際して些か疑問が残る措置ともとれる。</p> <p>こうしたことから、国際観光ホテル整備法及び地方税法の趣旨、他の市町村における国際観光ホテルへの対応等を考慮し、今後のあり方について改善を図られたい。</p>	

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 災害発生による減免手続の件【指摘】 （報告書144ページ）</p> <p>平成23 年中の減免申請書によりその内容を確認していたところ、前年の平成22 年7 月発生の豪雨災害により、「土地に係る固定資産税・都市計画税減免適用決議書」について、不適切処理と思われる行為が確認された。</p> <p>災害発生が平成22 年7 月であり、この災害により被災された者のほとんどは、申請に基づき平成22 年10 月には減免決定がなされているが、1 件については、平成23 年1 月の決定でしかも平成22 年度の第2 期分に遡り決定をしている。</p> <p>長野市市税条例の第71 条2 項では、納期限前7 日までに減免申請書を提出することを義務付けており、確認したところ被災者より減免申請書の提出が遅れたことに因る手続きの遅延であった。</p> <p>内規により被災を受けた日に減免申請書の提出があったものとみなすと規定しているが、この内規はあくまでも資産税課の内規であり、正式のものではないことから条例違反となる可能性がある。</p> <p>なお、長野市市税条例第 71 条 2 項ただし書きでは、「減免の適用を受けた年度の次の年度において引き続き減免の適用を受けようとする者は、12 月 28 日までに申請しなければならない。」と規定されており、平成 22 年 7 月の豪雨災害の被災者 8 名は平成 23 年度も引き続き減免の決定を受けているが、減免申請書の提出受理は平成 23 年 5 月 13 日であった。これについても問題があると思われる</p>	<p>災害発生による減免手続きについては、被災者の救済を目的に内規を整備したものであるが、条例との整合性が図れておらず、指摘のとおりであった。</p> <p>今後における取扱いについて、内規を見直し、条例に沿った取り扱いとし改善を図った。 (資産税課)</p>

措置の通知書

24年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況										
<p>ウ 災害による損害の程度の具体的指針について【意見】（報告書144～146ページ）</p> <p>長野市市税条例施行規則第25条3項2号の規定において、「損害の程度」の取り扱いについて検討を加えるべきである。</p> <p>長野市市税条例第71条1項3号は、災害等により著しく価格を減じた固定資産に対する減免の規定であり、施行規則第25条3項2号は、災害等により受けた損害の程度についての定めと、それに基づく減免の割合について次のとおり定められているものである。</p> <table border="1" data-bbox="185 855 708 1155"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき。</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき。</td> <td>100分の40</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここに「損害の程度」の表現で「当該家屋の価格」という表現がなされている。</p> <p>これまでに述べてきたように、地方税法では、課税標準となるべきは「価格」であり、「適正な時価」である。この「適正な時価」とは固定資産評価基準により決定された価格をいう。これを踏まえた上で、施行規則は「当該家屋の価値を減じたとき」として、「価値を減じる」とは、固定資産評価基準との整合性を維持するよう努めていることになる。当然のことながら、災害による損耗の程度と減じる価値は均衡がとれていなければならない。関係図に示すと次のとおりとなる（資産税課提供）。</p> <div data-bbox="204 1720 708 2024"> <pre> graph TD subgraph Regulation [規則] R1[価格の価値を減じる] --> R2[価値を減じる] R2 --> R3[整合性] end subgraph TaxLaw [税法] T1[価格] --> T2[課税標準] T1 --> T3[適正な時価] T3 --> T4[固定資産評価基準] T4 --> T5[再建築費評価数] T5 --> T6[損耗の程度] end R3 --> T6 T3 --- T2 </pre> </div>	損害の程度	減免の割合	全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	100分の100	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。	100分の80	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき。	100分の60	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき。	100分の40	<p>災害による損害の程度の具体的指針については、過去の災害による損害の程度の把握は、評価担当者の達観評価となっており、意見のとおりである。</p> <p>今後は、内閣府から平成21年6月に発表された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に具体的な住家の損害割合の調査方法や判定方法を定めたものがあるため、同指針の「災害に係る住家の被害認定基準」と市税条例施行規則別表2の「損壊の程度」及び「軽減又は減免割合」との整合性を図る検討を進め、内閣府の指針をマニュアルとして活用できるよう整備する。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p>
損害の程度	減免の割合										
全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	100分の100										
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき。	100分の80										
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき。	100分の60										
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき。	100分の40										

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>損害の程度では、「家屋の原形をとどめないとき」、「大修理を必要とする場合」、「居住又は、使用目的を著しく損じた場合」、「居住又は使用目的を損じ」の4項目に区分けしている。そして内3項目については100分の幾つ以上100分の幾つ未満と損害の程度に幅を持たせている。つまり、価値を減じることと、損耗の程度についての整合性をどのようにとらえるのかによって、減免の割合も違ってくることになる。これについては、複数の専門的知識を有する職員によって2重3重のチェック体制で適正な減免になるよう細心の注意は図られているとは思いますが、より具体的指針があることに越したことはない。</p> <p>これについては、内閣府より発表されている「災害に係る住家の被害認定」等を参考に評価担当が変更となった場合でも同一の評価がなされるよう、より具体的な取扱いマニュアル等の作成について検討されたい。</p> <p>エ 貧困による公私の扶助を受ける者について【意見】（報告書 146～147 ページ） 条例では、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産について、固定資産税の減免を定めている。「公」は生活保護として対応できているが、「私」について、実績がない。他市町村では、「公」のみに限定しているところと「公私」を採用しているところとあるが、多くの方は努力して納税している現状もあり、特に納税資力が乏しいと認められる者の認定については、慎重に取り扱わなければならない。</p> <p>については、早急に「私」に対する具体的マニュアルの作成に努められたい。</p>	<p>貧困による公私の扶助を受ける者については、私的扶助における実績がないことから、「私」の取り扱いについてはあり方も含め検討し、条例、規則の見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">（資産税課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>IV 償却資産の事務の執行について 2. 償却資産に関する問題点 （シーラーハガキの送付に関する監査の結果等）【意見】（報告書 157 ページ） 申告の簡素化のため「今回は申告書の送付を省略する」とする当該ハガキは、経済性等の観点から要を得たシステムであると思料する。ただし、冒頭の説明文について全て同一書体で、文章が読み取り難くなっているため、重要部分にアクセントをつけることによって注視させ、申告漏れの防止に繋げたい。 例えば、記されている「資産の増減等がある場合は、申告書の提出が必要なため〇月〇日までに御連絡ください。」の文言をゴシックにする等の工夫が望まれる。</p> <p>（償却資産の調査に関する監査の結果等） 【意見】（報告書 163～164 ページ） 訪問調査の調査件数を減らし、その減少時間を効率良く郵送調査にまわし、全体の調査件数を増加させることで、更なる更正税額を捕らえる必要がある。 特段の理由がない限りは、訪問調査から郵送調査へ切り替えることによって、業務の効率を向上させ、調査を行う件数を増加させるべきである。 償却資産の事務執行について、更なる国税関係資料の活用を図り、今後は訪問調査から郵送調査中心主義へ重点を置き、調査件数を増加させるシステムに見直す必要がある。</p> <p>（特定付帯設備に係る固定資産税のみなし課税に関する監査の結果等） ア 【意見】（報告書 171 ページ） 長野市市税条例の改正により、平成 17 年 6 月 30 日以降、特定付帯設備については、事業で用いるために取り付けた場合、当該設備を取り付けた者を所有者とみなして課税を行えることが明確化された。 申告に携わる税理士或いは経理担当者等に対して更なる周知と P R を希望する。</p>	<p>シーラーハガキの文言の記載方法の工夫については、意見のとおり実施することで改善を図る。改善の対象とする書面は、今回意見があったものだけでなく、必要と判断されるものについても対象とする。 なお実施時期は、順次（可能な限り早急に）行っていく。 （資産税課）</p> <p>訪問調査は、地方税法第 408 条の規定の实地調査として行っているもので、市町村にその実施を義務付けられている。 また、訪問調査は、納税者に課税制度に対する理解を深めていただく有益な機会と捉えていることもあり、今後も実施してゆく考えである。 なお、調査においては、税務署調査等他の調査との関連付けを行い、可能な限り効率的な調査を行うことにより調査件数の増加を図ることを検討する。 （資産税課）</p> <p>特定付帯設備に関する更なる周知については、申告の手引きなどで周知を図っているところである。見ていただける手引きとなるよう、文字数を可能な限り減らし（要約し）周知しているところであるが、今回の意見に基づき、更に検討を加えていくこととしたい。 また、従前も申告審査時や实地調査時において必要に応じ事業者等へ説明をしてきたが、引き続き丁寧な説明に努め、申告誤りが発生しないよう指導していく。 （資産税課）</p>

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況								
<p>イ 【意見】 （報告書 171 ページ） 特定付帯設備に係る固定資産税のみなし課税申告書の提出状況を調べたところ、平成 24 年 12 月 28 日時点において 136 件となっていたが、家屋ベースについては、市の課税台帳に分離課税家屋のデータが無い場合、件数の把握ができない状況となっている。</p> <p>長野県地方事務所税務課又は長野市資産税課において、調査時に家屋ベースでのデータの収集と把握に努め、あらゆる角度から今後の申告を勧奨すべきである。</p> <p>ウ 【意見】 （報告書 171 ページ） 『分離課税申告書』或いは『固定資産税（償却資産）申告の手引き』の中において、「分離課税申告書」を「申出書」として表記している箇所が見受けられた。 当該箇所については「申告書」に表記を統一し、早急に改めるべきである。</p> <p>（屋外広告物に関する監査の結果等） 【意見】（報告書 177 ページ） 償却資産における課税の周知を図るために、「長野市屋外広告物条例のあらまし」において、次表の追加掲載を希望する。</p> <table border="1" data-bbox="165 1476 724 1590"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>事例</th> <th>必要な許可等</th> <th>お問い合わせ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税 （固定資産税 償却資産）</td> <td>広告塔、看板等を 表示・設置する場合</td> <td>償却資産の申告</td> <td>市 資産税課 償却資産担当</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">外部監査人作成</p> <p>さらに屋外広告物については、あらかじめ許可申請が必要であることを鑑みると、償却資産の申告漏れの防止を図るため、許可証の交付及び広告物の設置工事完了届の提出があった場合には、都市整備部まちづくり推進課から資産税課へ、当該内容についての情報が迅速に伝わるようなシステムの構築を検討されたい。</p>	法令	事例	必要な許可等	お問い合わせ先	地方税 （固定資産税 償却資産）	広告塔、看板等を 表示・設置する場合	償却資産の申告	市 資産税課 償却資産担当	<p>特定付帯設備に係る家屋ベースでのデータの収集、把握については、今まで特定付帯設備自体は将来の家屋の固定資産税に与える影響は少ないものとしてデータ管理を講じていなかったが、償却資産の適正な申告勧奨には有効であると考えられるため、平成 25 年度以降の特定付帯設備に係る家屋データを集積し管理することとした。 （資産税課）</p> <p>家屋の特定付帯設備に係る固定資産税のみなし（分離）課税に関する業務については、所有者等からの「申出」に基づいて処理しているため、関係書類等の表記を「申告」から「申出」に改めた。 （資産税課）</p> <p>償却資産における課税の周知については、屋外広告物の担当課であるまちづくり推進課と協議した結果、意見のとおり、「長野市屋外広告物条例のあらまし」の関係法令に基づく手続きの案内に、償却資産の項目を追加することとなった。 なお実施時期は、現在の印刷物在庫へもシールで対応するなど、可能な限り早急に行っていくこととした。 担当課からの情報提供については、まちづくり推進課と慎重に協議をしていきたい。 （資産税課）</p>
法令	事例	必要な許可等	お問い合わせ先						
地方税 （固定資産税 償却資産）	広告塔、看板等を 表示・設置する場合	償却資産の申告	市 資産税課 償却資産担当						

措置の通知書

平成 24 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>V その他 1. 収納事務 (監査の結果等)</p> <p>【意見】 (報告書 179 ページ) 平成 25 年度より、ペイジー納付、コンビニ納付等の導入が予定されていることから、より効果的な収納が期待できる。一方で入湯税、保育料、市営住宅使用料は導入されないため、ペイジー納付やコンビニ納付を導入するか否か検討を行うことが望ましい。また、モバイルレジ収納についても検討し、より効果的な収納方法の構築を推進することが望ましい。</p>	<p>ペイジー納付、コンビニ納付について検討を開始した当初（平成 21 年 7 月から）、導入科目について、長野市収納向上対策協議会において調査した結果、平成 25 年度から導入する科目以外は、各課の実情を勘案し見送ったが、その後状況が変わっているものもあるので、再度検討する。</p> <p>モバイルレジ収納は、現在のところ長野市の指定金融機関等のうち、大半の金融機関で、この方法に対応しておらず、導入することは困難である。 (収納課、会計課)</p>